



2024年11月29日

各位

会社名 アディッシュ株式会社
代表者名 代表取締役 江戸 浩樹
(コード番号:7093 東証グロース)
本社所在地 東京都品川区西五反田一丁目21番8号
ヒューリック五反田山手通ビル6階
問合せ先 取締役執行役員財務企画本部長 久保 芳和
(TEL:03-6869-3777)

第三者割当による新株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び
第4回新株予約権の発行並びに第三者割当契約の締結に関するお知らせ

当社は、2024年11月29日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による新株式(以下、「本新株式」といいます。)、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といいます。)、本新株予約権付社債に付された新株予約権部分及び社債部分を、それぞれ「本転換社債型新株予約権」及び「本社債」といいます。)及び第4回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行(以下、本新株式、本新株予約権付社債の発行と本新株予約権の発行を総称して「本資金調達」といいます。)並びに割当予定先との間で第三者割当契約(以下、「本契約」といいます。)を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社取締役会において本新株式の割当予定先の採決にあたっては、割当を受ける当社代表取締役の江戸浩樹は、特別の利害関係を有するため、自己の割当決議には参加いたしておりません。

1. 募集の概要

① 新株式

(1) 払込期日	2024年12月16日
(2) 発行新株数	普通株式 16,200株
(3) 発行価額	1株につき619円
(4) 資金調達の額	10,027,800円
(5) 資本組入額	1株当たり309.5円
(6) 資本組入額の総額	5,013,900円
(7) 募集または割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 江戸 浩樹 16,200株 (以下、「江戸氏」といいます。)
(8) その他	前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注)本新株式の発行要項を末尾に添付しております。

② 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1)	払込期日	2024年12月16日
(2)	新株予約権の総数	10個
(3)	社債及び新株予約権の発行価額	各社債の金額は10,000,000円(金額100円につき金100円) 各本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4)	当該発行による潜在株式数	179,210株
(5)	資金調達額	100,000,000円
(6)	転換価額	転換価額 1株当たり558円(固定) 転換価額は、2024年11月29日開催の取締役会直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%であります。
(7)	募集または割当方法 (割当予定先)	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、「マイルストーン社」といいます。)に対する第三者割当方式
(8)	利率	年率0%
(9)	その他	<p>前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件といたします。</p> <p>① 転換価額及び対象株式数の固定 本新株予約権付社債は、転換価額固定型であり、また、対象株式数も固定されており、価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。</p> <p>② 行使条件 本新株予約権付社債の転換により、転換に係る本新株予約権付社債の本社債権者(以下、「本社債権者」という。)が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権付社債の発行決議日(2024年11月29日)時点における当社発行済株式総数(1,802,160株)の10%(180,216株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る本新株予約権付社債の転換はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>③ 繰上償還条項 当社は、2026年11月1日以降、償還すべき日の2週間以上前に本社債権者に対し事前の通知を行うことにより、その時点で残存する本社債の全部または一部を、各本社債の金額100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払残高の支払とともに繰上償還することが可能となります。</p> <p>④ 譲渡制限 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。</p>

(注)本新株予約権付社債の発行要項を末尾に添付しております。

③ 第4回新株予約権

(1) 割当日	2024年12月16日
(2) 新株予約権の総数	1,613個
(3) 発行価額	総額 483,900円(新株予約権1個につき300円)
(4) 当該発行による潜在株式数	161,300株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は372円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は161,300株であります。
(5) 資金調達の内額	90,489,300円(差引手取概算額:89,734,300円) (内訳)新株予約権発行による調達額:483,900円 新株予約権行使による調達額:90,005,400円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。また、行使価額が修正または調整された場合には、調達資金の内額は増加または減少する可能性があります。
(6) 行使価額	当初行使価額 558円 当初行使価額は、2024年11月29日開催の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に90%を乗じた価額(1円未満切上)であります。 また、行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6か月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正することができます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌々取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6か月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当いたしません。
(7) 募集または割当方法(割当予定先)	マイルストーン社に対する第三者割当方式
(8) その他	① 行使条件 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日(2024年11月29日)時点における当社発行済株式総数(1,802,160株)の10%(180,216株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。 ② 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新

	<p>株予約権者に対し、取得日の通知または公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができます。</p> <p>③ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>④ 本契約における定め 上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の本契約において、次の規定がなされます。</p> <p>＜新株予約権の取得請求＞ 割当予定先は、行使期間満了の1か月前(2026年11月15日)の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、または当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄もしくは整理銘柄に指定された場合もしくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日の事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額(300円)で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することを請求することができます。かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得いたします。</p> <p>⑤ その他 前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。</p>
--	---

(注)本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本資金調達の目的及び理由】

当社グループは、当社及び連結子会社3社で構成され、「つながりを常によるこびに(Delight in Every Connection)」をミッションに掲げ、ソーシャルメディア(注1)やコミュニケーションサービス(注2)などの情報領域で発生する課題を解決し、利用者にとって健全で心地よい“居場所”をつくることを目的とした「カスタマーリレーション事業」を提供しております。現在、スタートアップを中心としたインターネット関連産業では、SNS やブログなどのソーシャルメディア、ソーシャルアプリ(注3)やスマートフォンアプリに加え、シェアリングエコノミー(注4)、Fintech(注5)、MaaS(注6)など様々な領域において新たなサービスが生まれ提供されております。

当社グループは、今後の日本経済の成長の鍵となるスタートアップがグロース(成長拡大)できるように支援することに注力しております。これまで当社が培ってきたカスタマーに係るノウハウを活かし、スタートアップによるカスタマーサクセス(注7)の実現に向けた様々な課題を解決するための支援として、カスタマーサクセスコンサルティングから施策の実行、改善提案などを推進するとともに、カスタマーサポートの体制構築・リソース提供など複合的なサービスの提供を行っております。

また、新たなサービスが発展する一方で、社会通念上不適切と思われる書き込みや行為による被害が発生するなど、デジタルエコノミー特有の課題があり、これらの課題に対処するためのサービスを提供することにより、人と人のつながりあるいは人と企業などのつながりを支援し、インターネットを通じた社会が、健全で心地よいものとなるよう貢献するための事業展開を推進していきたいと考えております。

わが国経済は、個人消費の増加や、インバウンド需要の増加に伴い、ゆるやかな成長がみられる一方、

原材料価格の高騰や雇用環境改善に伴う人件費の引き上げ等による物価高も発生しています。

こうした環境のなか、IT 市場は人手不足を背景に業務の効率化及び自動化を図ることに加え、業務の非対面化のために、新しい IT 技術(AI、IoT 及び RPA など)を用いた既存システムの再構築や機能追加などの需要を受けて堅調に推移しており、ビジネスプロセスアウトソーシング(BPO)(注8)事業の市場規模は、緩やかに増加するものと予測しております。当社グループが提供するカスタマーリレーション事業は、ビジネスプロセスアウトソーシング(BPO)市場に属し、2022 年度の国内非 IT 系 BPO 市場は前年度比 2.4%増の1兆 9,191 億円(事業者売上高ベース)で、2025 年においては2兆円に達すると予測されており(注9)、今後も市場の拡大とともにカスタマーリレーション事業の需要拡大が見込まれる経営環境となっております。

このような状況下、今後当社グループが成長を成し遂げていくために、人材・研究開発投資の強化やシステム開発を含む事業投資を行い、今後の売上の飛躍的な拡大と、収益性の向上による黒字化及び大幅な利益改善の実現を目指してまいります。

足元の決算実績としては、前連結会計年度の通期連結業績は、連結売上高 3,520 百万円、連結営業損失 171 百万円、連結経常損失 172 百万円、親会社株主に帰属する当期純損失 193 百万円となり、前期連結会計年度末における現金及び預金残高は 557 百万円(前連結会計年度末比 34.4%減)と減少しております。また、当第3四半期連結累計期間の連結業績は、連結売上高 2,683 百万円、連結営業損失 98 百万円、連結経常損失 83 百万円、親会社株主に帰属する当期純損失 100 百万円となり、当第3四半期連結会計期間末における現金及び預金残高は 544 百万円(前連結会計年度末比 2.2%減)となりました。前期通年及び当期第3四半期連結累計期間での連結業績といたしましては、ともに売上は拡大したものの、利益は低下しており、今後の飛躍的な事業拡大の実現のために、利益の拡大に向けた人的資本投資、開発・事業投資が極めて重要であり、流動性確保を目的とした資金調達を実施することが必要と考えました。このような成長機会に対しては、財務安定性に配慮しつつ、機動的な投資判断と財務手当が不可欠となります。

調達資金につきましては、①人的資本投資、②提供するサービスの効率化に向けた開発資金に充当することを予定しています。

当社は、長期的に安定した財務基盤を維持し、将来の資金需要を見据えた機動的な資金調達手段を確保しながら、既存株主の利益を十分に配慮した資金調達が必要であるとの判断に至ったため、今回の本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を決定いたしました。また、今回の資金調達は、当社の中長期的な企業価値を向上させ、既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。

(注1)「ソーシャルメディア」とは、インターネット上で不特定多数の人が双方向でコミュニケーションをとることで、情報共有及び情報の拡散が発生するメディアのことであります。

(注2)「コミュニケーションサービス」とは、インターネット上で利用者が投稿する文章、画像、映像、音声などの様々なコンテンツを通してコミュニケーションを取ることができるサービスのことであります。

(注3)「ソーシャルアプリ」とは、SNS などのソーシャルメディア上で利用できる、利用者同士の繋がりがや交流関係を機能に活かした Web アプリケーションのことであります。

(注4)「シェアリングエコノミー」とは、主にインターネット上のプラットフォームを介して、遊休資産(スキルのような無形のものも含む)の貸出しや利用をするサービスにより構成される経済圏を指します。

(注5)「Fintech」とは、金融を意味する「Finance」と、技術を意味する「Technology」を組み合わせた造語であります。ICT を駆使した革新的、あるいは破壊的な金融商品・サービス自体及びその潮流を意味しております。

(注6)「MaaS」とは、Mobility as a Service の略称で、マイカー以外のすべての交通手段による移動をひとつのサービスとして捉え、シームレスにつなぐ新たな移動の概念であります。

(注7)「カスタマーサクセス」とは、顧客が成功に向かうことができるよう顧客に寄り添い、顧客の成功とは何かを深め続ける取り組みのことであります。

(注8)「ビジネスプロセスアウトソーシング(BPO)」とは、業務プロセスの効率化を目的として、企業が社内の業務の一部を外部に委託することを表す言葉であります。

(注9)出典:BPO(ビジネスプロセスアウトソーシング)市場に関する調査結果(矢野経済研究所調べ)

【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株発行、本新株予約権付社債の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達を行うことが当社の採り得る資金調達手段の中で最良の選択肢であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

(1)その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、公募増資、借入等による資金調達手段を検討いたしました。

公募増資については、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益希薄化も一時に発生するため、株価への影響が大きくなる恐れがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な資金を調達できるかが不透明であり、この度の資金調達方法として不相当であると判断いたしました。

借入については、一時に資金を調達できる反面、資本への転換の機会がなく、調達金額が負債となり、財務健全性指標が低下するため、この度の資金調達方法として不相当であると判断いたしました。

(2)本資金調達方法について

本資金調達方法のうち、本新株については当社代表取締役が一定額を引受けることにより資金を確実に早く調達できること、中長期保有を目的としていることから希薄化のリスクが低いことが大きな利点となっております。また、本新株予約権付社債及び本新株予約権については、下記に記載のとおり既存株主の皆様は株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。

本資金調達の検討にあたり具体的に当社が本新株予約権付社債及び本新株予約権の引受予定先に求めた点として、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③大株主として長期保有しないこと、④株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。このような中、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定候補であったマイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

① 株式価値希薄化への配慮

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が権利行使価額(行使価額に加え、発行価額を考慮した価額。以下同様。)及び転換価額を上回らない場合、本新株予約権の行使と本新株予約権付社債の転換は行われず、本資金調達をもたらす希薄化の影響は、新株のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日(2024年11月29日)時点における当社発行済株式総数(1,802,160株)の10%(180,216株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。これにより、既存株主の皆様は株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

② 流動性の向上

本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使による発行済株式総数は、当社発行済株式総数の18.89%(340,510株)であり、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社による本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場に

て売却することで、流動性の向上が見込まれます。

③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、当該取得日の20営業日前までにマイルストーン社に対して取得日の通知または公告を行ったうえで、払込金額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、本新株予約権付社債には繰上償還条項が付されており、2026年11月1日以降、本社債の金額100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払残高の支払とともに、繰上償還することが可能となっております。これらにより、当社がより有利な資金調達方法、もしくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

④ 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本契約においては、後述の【本新株予約権の特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

【本新株予約権の特徴について】

本新株予約権は当社の資金需要や株価動向を総合的に判断できる以下の特徴があります。

(1) 行使価額の修正

行使価額は当初行使価額にて原則固定されておりますが、当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6か月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(1円未満の端数を切り上げ)に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。また、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとします。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正日の翌日から6か月以上経過しなければ、当社は新たな行使価額修正を行うことができません。

行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。他方で、1回目の行使価額修正を行ってから行使価額の新たな修正を行うには6か月以上経過しなければならないとすることで、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等に該当せず、そのため、発行手続きにかかる時間・費用面のコストを最小限に抑えることができます。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

当社は当該修正決議が可能となった時点で、当社の株価水準や資金ニーズに応じて、行使価額の修正を検討のうえ、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行った場合、当社は速やかに当該行使価額の修正について開示いたします。

(2) 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(2024年11月29日)時点における当社発行済株式総数(1,802,160株)の10%(180,216株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止ことができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

(3) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、一定の手続きを経て、当社は本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権の全部または一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、または、より有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

(4) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

また、本スキームには行使価額を下方修正した場合には、資金調達額が予定額を下回る可能性というデメリットがございますが、上記の通り、当社にとって当該デメリットを上回る優位性があると評価できるものと考えております。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	200,517,100 円
内訳(本新株式の発行による調達額)	10,027,800 円
(本新株予約権付社債の発行による調達額)	100,000,000 円
(本新株予約権の発行による調達額)	483,900 円
(本新株予約権の行使による調達額)	90,005,400 円
発行諸費用の概算額	7,550,000 円
差引手取概算額	192,967,100 円

(注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権評価費用 7,000,000 円、登記費用関連費用 340,000 円、その他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用) 210,000 円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少いたします。

(注3) 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な用途

本新株式の発行により調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期は以下のとおりであります。

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
1 当社の人的資本投資資金	10	自 2025年1月1日 至 2026年12月31日

(注) 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしております。

本新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりであります。

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
1	当社の人的資本投資資金	100	自 2025年1月1日 至 2026年12月31日

(注)今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしております。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりであります。

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
1	当社の人的資本投資資金	1	自 2025年1月1日 至 2026年12月31日
2	当社の提供するサービスの効率化に向けた開発資金	82	自 2025年1月1日 至 2026年12月31日
	合計	83	

(注1)今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしております。

(注2)行使価額が修正または調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加または減少します。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権証券の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。

(注3)上記の表の「具体的な使途」は、現時点での優先順位の順に記載しており、優先順位の高位から順次充当する予定ですが、当初計画より変更があった場合や、自助努力により投資予定金額が減額した場合等、その余剰となった投資資金は、上記2に充当いたします。

具体的な使途は以下のとおりです。

当社は本資金調達による調達資金(以下、「本調達資金」といいます。)を以下の内容に充当することを予定しております。

(1)当社の人的資本投資資金 111 百万円

当社は、人材の採用及び育成を重要な成長戦略の1つと捉えております。「スタートアップにおけるカスタマーサクセスのトップパートナーへ」という方針を掲げており、この方針に沿った採用活動や教育体制の拡充を行ってまいりました。

今後の成長戦略においても、経験者を中心とした新規採用(48名の採用予定)に加えて、既存社員の継続的な能力開発を継続するため、採用のための募集費用及び研修費用が必要となります。

以上により、今回の資金調達のうち111百万円を、当社の人的資本投資資金(採用費・教育訓練費・教育期間にかかる人件費)として、2025年12月期に53百万円、2026年12月期に58百万円を充当する予定であります。

(2)当社の提供するサービスの効率化に向けた開発資金 82 百万円

当社の提供するカスタマーリレーション事業は、自社開発のシステムを活用したサービス提供を行っておりますが、オペレーティング品質維持のため一定数の人員を動員して対応しております。そのため、現在の運用においては、事業拡大とともにオペレーション人員の増強が必要不可欠となっております。しかしながら、日本国内における労働人口減少による人材不足や、昨今の賃金上昇による利益への影響も看過でき

なくなっていることから、人工知能等の技術を活用したオペレーティングシステムの開発により現在のオペレーション体制の改善を実施いたします。そのため、自社内の研究開発及び業務委託を用いたシステム開発による省人化によって、従業員1人あたりの生産性を向上させるとともに、中長期的な事業拡大による収益拡大を推進してまいります。

以上により、今回の資金調達のうち82百万円を、当社の提供するサービスの効率化に向けた開発資金（エンジニア2名の採用費・開発人件費）として2025年12月期に42百万円、2026年12月期に40百万円を充当する予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

前述の通り、本資金調達により調達する資金を既存事業への投資資金及びサービス効率化のための開発への投資資金に充当し、事業の拡大を行うことは、成長基盤の確立と企業価値の向上につながり、さらには株主価値の持続的向上につながると考えております。

以上を踏まえ、当社は、かかる資金使途は合理的と判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式の発行価額は、割当予定先との間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日（2024年11月28日）の当社普通株式の普通取引の終値619円と同値である619円といたしました。

本新株式の発行価額の算定方法につき取締役会決議日の直前営業日終値を採用いたしましたのは、当社の直近の市場価格が、決算短信の発表や業績予想等、当社業績に係る公表後に形成された株価であり、当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、本新株式の発行価額については、取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均価額620円に対する乖離率（小数点以下第3位を四捨五入、以下同じ。）は△0.16%であり、当該直前営業日までの3か月間の終値平均669円に対する乖離率は△7.47%、当該直前営業日までの6か月間の終値の平均価額714円に対する乖離率は△13.31%となっております。

② 本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先との間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日（2024年11月28日）の当社普通株式の普通取引の終値619円を基準価格として、基準価格に90%を乗じた金額の小数点以下を切り上げた558円といたしました。なお、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均620円に対する乖離率は△10.00%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均669円に対する乖離率は△16.59%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均714円に対する乖離率は△21.85%となっております。

本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準といたしましたのは、最近数か月間の当社株価の動向を考慮した結果、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて転換価額及び行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

また、本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使価額について前日終値からディスカウントを行ったのは、当社の業績や2期連続の営業損失の計上見通し等を考慮し、一方で本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による今後のさらなる成長を見据え、健全な財務基盤を維持しながらも、機動的かつ既存株主の利益にも配慮した形で企業価値ひいては株主価値の向上を図るため、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当先のディスカウントの要望を一定程度受け入れ、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当先予定先と協議したうえで総合的に判断いたしました。

この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、また、これにより算定した発行価額については、会社法第 238 条第 3 項第 2 号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当社は、本新株予約権付社債の発行条件及び本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人、以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。)に対して価値算定を依頼いたしました。

本新株予約権付社債については、株価(取締役会決議日の前取引日の株価)、配当率(0.00%)、権利行使期間(2年間)、無リスク利率(0.586%)、株価変動性(50.27%)、発行会社及び割当予定先の行動、その他本新株予約権付社債の発行要項、発行条件及び当社が割当予定先との間で 2024 年 12 月 16 日付で締結する予定の引受契約(以下、「本引受契約」といいます。)に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価(額面 10,000,000 円当たり 10,000,000 円)とブルータス・コンサルティングの算定した公正価値(額面 10,000,000 円当たり 9,960,000 円)を比較したうえで、本新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

本新株予約権については、株価(取締役会決議日の前取引日の株価)、配当率(0.00%)、権利行使期間(2年間)、無リスク利率(0.586%)、株価変動性(50.27%)、発行会社及び割当予定先の行動、その他本新株予約権の発行要項、発行条件及び本引受契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。そのうえで、当社は、本新株予約権の発行価額は、公正価値と同額の1個当たりの払込価額を、300 円としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断いたしました。かかる本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しております。

なお、当社監査役3名(うち2名が社外監査役)からは、本新株発行、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項の内容並びに上記のブルータス・コンサルティングの算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株発行、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でなくかつ適法であると判断した旨の意見表明を受けております。

- ・本新株発行、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行について、監査役として本件第三者割当の担当取締役等による説明を受け、資金調達目的、必要性等について聴取し、その結果、取締役の意思決定として経営判断の原則に則り適正に行われていること。

- ・ブルータス・コンサルティングは企業価値評価実務、発行実務を熟知しており、これらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験を豊富に有し、また当社経営陣から独立していると認められること。

- ・発行条件等については企業価値評価に定評のあるブルータス・コンサルティングに依頼し価値評価を行っており、その妥当性が認められること。

- ・ブルータス・コンサルティングの評価報告書に記載された公正価値と比較して、本新株予約権付社債及び本新株予約権のいずれも有利発行に該当しないこと。

- ・上記の点から、ブルータス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行株式数は 16,200 株であり、2024 年 6 月 30 日現在の当社発行済株式総数 1,802,160 株に対し 0.90%(2024 年 6 月 30 日現在の当社議決権個数 17,318 個に対しては 0.94%)、本新株予約権の行使による発行株式数は 161,300 株であり、2024 年 6 月 30 日現在の当社発行済株式総数 1,802,160 株に対し 8.95%(2024 年 6 月 30 日現在の当社議決権個数 17,318 個に対しては 9.31%)、本新株予約権付社債の転換による発行株式数は 179,210 株であり、2024 年 6 月 30 日現在の当社発行済株式総数 1,802,160 株に対し、9.94%(2024 年 6 月 30 日現在の当社議決権個数 17,318 個に対しては 10.35%)であ

り、本資金調達による希薄化の合計は 19.79% (2024 年 6 月 30 日現在の当社議決権個数 17,318 個に対しては 20.60%) であります。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1 株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述のとおり、財務基盤の強化を図りつつ、経営効率化と投資活動を積極的に進めて中長期的な戦略を策定し、更なる企業価値の向上を実現するためには、資本調達を図りつつ新たな成長基盤の早期構築を達成していくことが必要であります。

また、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社の過去に割当を受けた新株予約権付社債や新株予約権の実績によれば、マイルストーン社は転換あるいは行使を順調に行っており、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権付社債あるいは本新株予約権の全部または一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権付社債の償還あるいは本新株予約権の取得を行う予定です。

加えて、本新株予約権付社債には繰上償還条項が付されており、2026 年 11 月 1 日以降、本社債の金額額面 100 円につき金 100 円での割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払残高の支払とともに、繰上償還することが可能となっております。

また、当社の過去 3 期の 1 株当たり当期純利益は、2021 年 12 月期 21.00 円、2022 年 12 月期 27.31 円、2023 年 12 月期△130.56 円となっております。本資金調達により選択と集中を図り、持続的な成長をすることにより、当期純利益の改善が図れるものと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 本新株式

(1) 名称	江戸 浩樹
(2) 住所	東京都世田谷区
(3) 上場会社と 当該個人の関係	当社の普通株式 200,008 株を保有しており、主要株主であります。 当社代表取締役

(注) 当社は、本新株式の割当先である江戸氏について、当社代表取締役であることから、専門の調査機関等による調査は行っておりませんが、暴力団等の反社会的勢力等とは一切関係がないこと、また将来におきましても同関係を有しないことに係る確認書を受領し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

② 本新株予約権付社債及び本新株予約権

(1) 名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦
(4) 事業内容	投資事業
(5) 資本金	10 百万円
(6) 設立年月日	2012 年 2 月 1 日(注)
(7) 発行済株式数	200 株
(8) 決算期	1 月 31 日
(9) 従業員数	4 人
(10) 主要取引先	株式会社 SBI 証券
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行

(12)	大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	2022年1月期	2023年1月期	2024年1月期
	純資産	2,651	2,758	2,965
	総資産	3,448	3,132	4,243
	1株当たり純資産(円)	13,258,504	13,791,670	14,826,852
	売上高	5,311	1,696	2,271
	営業利益	980	61	154
	経常利益	977	59	163
	当期純利益	400	106	207
	1株当たり当期純利益(円)	2,000,682	533,165	1,035,182
	1株当たり配当金(円)	-	-	-

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

(注)マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、2012年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社(2009年2月設立、旧商号:マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立されております。

※当社は、割当予定先であるマイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても割当予定先の法人、割当予定先の代表取締役、役員または主要株主(主な出資者)が反社会的勢力とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー 東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号 代表取締役社長 荒川一枝)に調査を依頼いたしました。株式会社トクチョーからは、反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、割当予定先の法人、割当予定先の代表取締役、役員または主要株主(主な出資者)は反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

① 江戸氏

割当予定先である江戸氏は、当社の代表取締役であります。2024年10月に江戸氏から本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に伴い自身の持株比率が減少すること、また、自ら追加の資金を投じ、当社の自己資本を拡充することで、当社の企業価値向上に経営者としてさらに責任を持って取り組むこと

に繋がることから、新株発行を引き受ける旨申し出があったため、当社は、江戸氏を割当予定先として選定いたしました。

なお、当社は、本新株式の発行日から2年以内に、江戸氏に割り当てられた本新株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについての確約書を江戸氏より取得する予定であります。

② マイルストーン社

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定した理由は以下のとおりであります。

当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を進めるなかで、2022年10月にマイルストーン社からの申込みにより面談を行い、以来半年ごとに情報交換を続けておりました。その後、2024年10月頃より新株予約権を活用した資金調達について協議及び交渉を開始し、2024年11月に引受内容について合意いたしました。それにより、当社は、2024年11月29日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権付社債及び新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社が新株予約権付社債の転換と新株予約権の行使のどちらを優先して実施するかについて、マイルストーン社と特段の取り決めはありません。しかし、マイルストーン社が引き受けた過去事例においては、新株予約権付社債の転換が優先された旨、伺っております。

マイルストーン社は、2009年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。マイルストーン社から開示された資料を確認したところ、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業63社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は、主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社が行使可能時点において、市場動向を考慮しながら行使を着実にしていることが推認できます。

従って、マイルストーン社を本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「2. 募集の目的及び理由【本資金調達方法を選択した理由】」に記載したとおり、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権付社債がすべて転換され、本新株予約権が全部行使された際、当社が当社の主要株主となりますが、本契約における行使制限条項を適用することで、当社が主要株主となることはございません。また、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

① 江戸氏

江戸氏は当社の代表取締役であり、割当てられた本新株式については、当社の安定株主として中長期保有の方針で本新株式を保有する方針であることを口頭にて確認しております。

② マイルストーン社

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換により交付を受けることとなる当社普通株式については、長期保有することなく、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① 江戸氏

当社は、江戸氏から、同氏の保有する銀行口座に係る預金通帳の写しを取得し、2024年11月11日時点の同氏の保有する銀行口座の残高が、本第三者割当に係る同人による払込金額を上回る金額であること及び借入によらない自己資金であることを確認することにより、本株式に係る払込に要する自己資金を確保しているものと判断しております。

② マイルストーン社

当社は、2023年2月1日から2024年1月31日に係るマイルストーン社の第12期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高2,271百万円、営業利益が154百万円、経常利益が163百万円、当期純利益が207百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、2024年1月31日現在の純資産が2,965百万円、総資産が4,243百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の残高照会の写しを受領し、2024年11月5日現在の預金残高が1,669百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の権利行使に係る資金並びに本新株予約権及び本新株予約権付社債の引受けに係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権及び本新株予約権付社債の引受け並びに本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権及び新株予約権付社債も引き受けておりますが、これらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権及び本新株予約権付社債の引受け並びに本新株予約権の行使に要する金額を有しているものと判断いたしました。

(5) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権及び本新株予約権付社債に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(2024年6月30日現在)		募集後	
株式会社ガイアックス	17.71%	株式会社ガイアックス	14.78%
江戸 浩樹	11.10%	江戸 浩樹	10.75%
株式会社コロプラ	6.98%	株式会社コロプラ	5.83%
株式会社SBI証券	2.87%	株式会社SBI証券	2.40%
株式会社モバイルファクトリー	2.15%	株式会社モバイルファクトリー	1.79%
株式会社セレス	2.15%	株式会社セレス	1.79%
小西 功二	1.40%	小西 功二	1.17%
仲野 和也	1.25%	仲野 和也	1.05%
株式会社ヴァル研究所	1.25%	株式会社ヴァル研究所	1.04%
楽天証券株式会社	1.20%	楽天証券株式会社	1.00%

(注1)上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(注2) 募集前の大株主及び持株比率は、2024年6月30日時点の株主名簿を基準としております。

(注3) 募集後の大株主及び持株比率は、2024年6月30日現在の発行済株式総数 1,802,160 株に江戸氏に割当てる本新株式の総数 16,200 株と、マイルストーン社に割当てる本転換型新株予約権及び本新株予約権の目的である株式の総数 340,510 株を加えて算定しております。

(注4) 今回発行される本新株予約権付社債及び本新株予約権は、転換または行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は2024年12月16日から2026年12月15日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

(注5) 本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、2024年11月14日に発表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」に変更はありません。

また、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により、調達資金の用途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希釈率が25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権及び本転換社債型新株予約権のすべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)ことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位:百万円)

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
売上高	2,992	3,420	3,520
営業利益又は営業損失(△)	51	98	△171
経常利益又は計上損失(△)	70	107	△172
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	48	77	△193
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	27.30	42.89	△110.47
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	359.23	404.19	253.97

(2)現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2024年9月30日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,802,160 株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	98,920 株	5.5%
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	-株	-%
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	-株	-%

(注)上記潜在株式数は全てストックオプションによるものです。

(3)最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
始 値	1,757	1,169	1,228
高 値	1,997	1,948	1,849
安 値	1,151	810	844
終 値	1,164	1,241	879

② 最近6か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	782	793	798	692	663	630
高 値	871	815	809	900	679	685
安 値	760	769	600	647	627	596
終 値	789	809	693	662	628	619

(注)2024年11月の状況につきましては、2024年11月28日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日株価

	2024年11月28日
始 値	608 円
高 値	619 円
安 値	605 円
終 値	619 円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

10. 発行要項

別紙1と別紙2、別紙3に記載のとおりであります。

以 上

アディッシュ株式会社普通株式

発行要項

1. 募集株式の種類
普通株式
2. 募集株式の数
16,200 株
3. 募集株式の払込金額
1 株あたり 619 円
4. 払込金額の総額
10,027,800 円
5. 申込期日
2024 年 12 月 16 日
6. 払込期日
2024 年 12 月 16 日
7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、5,013,900 円（1 株につき 309.5 円）とし、増加する資本準備金の額は
5,013,900 円（1 株につき 309.5 円）とする。
8. 発行方法及び割当先並びに割当数
第三者割当ての方法により、本株式を以下のとおり割り当てる。
江戸 浩樹 16,200 株
9. 払込取扱場所
株式会社三井住友信託銀行 本店営業部
10. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) その他新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上

アディッシュ株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行要項

本要項は、アディッシュ株式会社が2024年11月29日に開催した取締役会の決議に基づいて2024年12月16日に発行するアディッシュ株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 社債の名称
アディッシュ株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
2. 社債の総額
金100,000,000円
3. 各社債の金額
金10,000,000円の1種
4. 払込金額
各本社債の金額100円につき金100円
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
5. 本新株予約権付社債の券面
無記名式とし、社債券及び新株予約権付社債券を発行しない。
また、本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできない。
6. 利率
年率0%
7. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8. 申込期日
2024年12月16日
9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日
2024年12月16日
10. 募集の方法
第三者割当の方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」という。）に全額を割り当てる。
11. 本社債の償還の方法及び期限
 - (1) 満期償還
本社債は、2026年12月15日（償還期限）にその総額を各本社債の金額100円につき金100円で償還する。
 - (2) 繰上償還
当社は、2026年11月1日以降、償還すべき日の2週間以上前に本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本社債権者」という。）に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで（当日を含む。）の未払残高の支払とと

もに繰上償還することができる。

- (3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

12. 買入消却

(1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

(2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債にかかる本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債にかかる本新株予約権は消滅する。

13. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計10個の本新株予約権を発行する。

- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行またはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行または処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権にかかる本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換価額

① 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下、「転換価額」という。）は、558円とする。なお、転換価額は本号(ハ)②ないし(ハ)⑥に定めるところに従い調整されることがある。

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

- ③ 時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 時価（本号(ハ)④(ii)に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記(ii)の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割または無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割または無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iii)時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式または新株予約権その他の証券または権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日または払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iv)上記(i)ないし(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)ないし(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- ④ (i)時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式（以下、「転換価額調整式」と総称する。）の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii)転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (iii)時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- (iv)時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- ⑤ 本号(ハ)③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (i)株式の併合、合併、会社分割、株式移転または株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii)その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii)転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 本号(ハ)③ないし(ハ)⑤により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法
- (イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
- (ロ) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、2024年12月16日から2026年12月15日（但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの間（以下、「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

- (6) 本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の取得条項
本新株予約権の取得条項は定めない。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第19項記載の行使請求受付場所（以下、「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法
 - (イ) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権にかかる本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権にかかる本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (ロ) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。
- (11) 本新株予約権の行使請求の効力は、本項第(10)号に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権にかかる本社債について弁済期が到来するものとする。
- (12) 当社は、行使の効力発生後、当該行使にかかる本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (13) 当社による組織再編の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継
当社が組織再編行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)ないし(ヌ)の内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債にかかる債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
 - (イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - (ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - (ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第13項第(3)号(ハ)と同様の調整に服する。
- ① 合併、株式交換または株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券またはその他の財産が交付されるときは、当該証券

または財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- ② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- (二) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日または承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
本項(6)に準じて決定する。
- (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (リ) 組織再編行為が生じた場合
本項(13)に準じて決定する。
- (ヌ) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

14. 特約

(1) 担保設定制限

- (イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それにかかる社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。
- (ロ) 本項(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (イ) 当社が第11項の規定に違背し、3営業日以内にその履行がなされないとき。
- (ロ) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者からは正を求めると受領したのち30日を経過してもその履行または是正をしないとき。
- (ハ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済を

- することができないとき。
- (ニ) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (ホ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (ヘ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生法手続開始の決定または特別清算開始の命令を受けたとき。
15. 社債管理者
本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
16. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払い場所）
三井住友信託銀行 本店営業部
17. 社債権者に対する通知の方法
本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。
18. 社債権者集会に関する事項
- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告または通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
19. 行使請求受付場所
アディッシュ株式会社 財務企画本部
東京都品川区西五反田一丁目 21 番 8 号
20. 準拠法
日本法
21. その他
- (1) 上記の他、本新株予約権付社債発行に関して必要な事項の決定は当社代表取締役に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以 上

アディッシュ株式会社第4回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称
アディッシュ株式会社第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 483,900 円
3. 申込期日
2024年12月16日
4. 割当日及び払込期日
2024年12月16日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 161,300 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
1,613 個
 8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額
金 300 円
 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行または処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、558 円

とする。但し、行使価額は第 11 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

当社は、本新株予約権の割当日の翌日（すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日）から起算して6か月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議によって、行使価額を、当該取締役会の決議が行われる日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正基準日時価」という。）に修正することができる。但し、修正基準日時価が372円（以下、「下限行使価額」という。ただし、第11項の規定による調整を受ける。）を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。

当社は、かかる修正を決定したときは速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額の修正の効力は当該通知が到達した日の翌々取引日に生じるものとする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、またはかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行または付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降または（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
②その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2024年12月16日から2026年12月15日（但し、2026年12月15日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日（先立つ30日以内の当社が指定する期間）は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1か月前までに通知する。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2024年11月29日）時点における当社発行済株式総数（1,802,160株）の10%（180,216株）（但し、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知または公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、または株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社または株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第12項ないし第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名または名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使期間中に第21項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下、「出資金総額」という。）を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下、「指定口座」という。）に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

20. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 行使請求受付場所

アディッシュ株式会社 財務企画本部
東京都品川区西五反田一丁目 21 番 8 号

22. 払込取扱場所

株式会社三井住友信託銀行 本店営業部

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 300 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、当初の行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前日（2024 年 11 月 28 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値 619 円に 0.9 を乗じて得た金額を基に決定した。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上